

徳島県訓令第十二号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 センター等
各 総合県民局

徳島県兼務発令に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県兼務発令に関する規程の一部を改正する訓令

徳島県兼務発令に関する規程（平成二十二年徳島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

3 徳島県徳島保健所、徳島県阿南保健所、徳島県美波保健所、徳島県吉野川保健所、徳島県美馬保健所又は徳島県三好保健所の兼務を命ぜられ、かつ、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の発生の予防及びまん延の防止に関する事務に従事する職員（当該保健所の長又は次長を兼務する者を除く。）は、徳島県徳島保健所、徳島県阿南保健所、徳島県美波保健所、徳島県吉野川保健所、徳島県美馬保健所及び徳島県三好保健所（既に兼務を命ぜられている徳島県保健所を除く。）の兼務を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、令和二年九月四日から施行する。